

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月27日

女川町長 須 田 善 明

1 入札に付する工事

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 小型漁船船揚場改修工事 |
| (2) 施 工 場 所 | 女川町市場通り地内 |
| (3) 工 事 概 要 | 施工延長 L=28.3m
基礎捨石工 V=382m ³
本体ブロック製作・据付工 N=269個
軌条設置工 L=490m
台車設置工 N=2基
ウインチ設置工 N=1基
付属工 一式 |
| (4) 工 期 | 本契約日の翌日から令和7年7月31日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 公表しない。(事後公表) |
| (6) 最低制限価格 | 以下の算式により算出された金額とする。
直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9
+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55
※ただし、最低制限価格が予定価格の75%未満だった場合は、予定価格の75%とし、予定価格の92%超過だった場合は、予定価格の92%とする。 |
| (7) 支 払 条 件 | 前払金 有（前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の4以内の額。） |
| (8) 契 約 締 結 | 落札から7日以内に仮契約を締結し、本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年女川町条例第10号）の規定により女川町議会の議決を得た日とする。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 及び(2)に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

(1) 共同企業体の結成方法

ア 構成員の数は、2社又は3社であること。

イ 構成員の組合せは、(2)のア及びイの資格を満たす1社、(2)のア及びウの資格を満たす1社又は2社の組合せであること。

ウ 各構成員の出資割合は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上であること。

エ 結成は、自主結成であること。

オ 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

カ 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

(2) 共同企業体の構成員の資格

ア 共同企業体におけるすべての構成員

(ア) 女川町建設工事執行規則(昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。)第5条第3項の規定に基づく令和5・6年度建設工事入札参加資格承認書を受けている者。

(イ) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

(エ) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成20年女川町訓令甲第26号)に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。

a 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者)が暴力団である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。

b 入札に参加しようとする者又はその役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)の威力を利用するなどしていると認められる者。

c 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提

供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。

d 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

e 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者。

イ 共同企業体における代表者

(ア) 宮城県内に契約権のある本社（店）又は営業所等（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもの）を有すること。

(イ) 土木一式工事に係る建設業法第27条の23第1項に規定する総合評定値が700点以上かつ一級技術者が4人以上であること。

(ウ) 建設業法第15条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(エ) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い取り扱うこととする。

ウ 共同企業体における代表者以外の構成員

(ア) 女川町内に契約権のある本社（店）（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。ただし、共同企業体における代表者（前記「イ」をいう。）が女川町内に契約権のある本社（店）である場合は、宮城県内に契約権のある本社（店）又は営業所等でも可とする。

(イ) 土木一式工事に係る建設業法第27条の23第1項に規定する総合評定値が550点以上かつ一級技術者が1人以上であること。

(ウ) 建設業法第5条の規定に基づく土木一式工事に係る一般建設業又は同法第15条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(エ) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い取り扱うこととする。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名：女川町産業振興課

電話番号：0225 - 54 - 3131（内線671・672）

郵便番号：986-2265

所在地：宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場 2階

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類等の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおり女川町公式ウェブサイトで行う。（窓口での交付は行わないので注意すること。）

(3) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 設計図書等の閲覧は、5の表に示すとおり電子メールで行う。（窓口での交付は行わないので注意すること。）

イ 設計図書等に対する質問について

（ア） 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入のうえ、電子メールに添付し、5の表に示す期間内に提出することができる。

（イ） 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間に女川町公式ウェブサイトでは質疑者名を除き、すべてを閲覧に供する。

(4) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限及び方法

提出期限は令和6年8月1日（木）、提出方法は郵送（配達証明付書留郵便）とし、詳細は6の（1）に記載のとおりとする。

イ 場所

（1）と同じ。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月2日（金）午前10時30分

イ 場所

牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場 3階 小会議室

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類（ア、エ～キについては、3の（2）により配付する様式による。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

	書類	代表者	構成員
ア	一般競争入札参加申請書（様式第1号）	1部	
イ	特定又は一般建設業の許可証の写し	1部	1部
ウ	最新の経営事項審査結果通知書の写し ※公告時点で、審査基準日から1年7か月を経過していないもの。	1部	1部
エ	配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）	1部	1部
オ	配置予定技術者届 ※配置予定技術者の資格者証を添付すること	1部	1部
カ	特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の写し	1部	
キ	委任状 ※申請担当者と同一とすること	1部	-
ク	所在地及び名称を記載し、返信用切手を添付した所定の返信用封筒	1部	-
ケ	申請担当社員の名刺（要メールアドレス記載）	1部	-

(2) 入札参加書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送（配達証明付郵便）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

イ 提出期限及び場所

5の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に窓口となる申請担当社員あてに電子メールで通知する。

(4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について電子メールで問い合わせることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した電子メールを入札担当課に送付すること。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札参加申請書類 交付	期間 令和6年6月28日（金）から 令和6年7月18日（木）まで	女川町公式ウェブサイト
設計図書等の閲覧	期間 令和6年6月28日（金）から 令和6年7月18日（木）まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名及び受信 可能な添付ファイルサイズを記 載し、送信すること（※1） suisan@town.onagawa.lg.jp
質疑の受付	期間 令和6年7月9日（火）から 令和6年7月11日（木）まで	電子メールにより実施 下記アドレスに工事名を記載 し、送信すること（※1）（※2） suisan@town.onagawa.lg.jp
回答書の閲覧	期間 令和6年7月16日（火）から 令和6年7月18日（木）まで	女川町公式ウェブサイト
入札参加申請書類 提出	期限 令和6年7月19日（金） ※必着 ※郵送（配達証明付郵便）	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目 1番地1 女川町役場 産業振興課
入札参加資格通知	期日 令和6年7月25日（木）	電子メールにより通知
入札書受付締切	期限 令和6年8月1日（木） ※必着 ※郵送（配達証明付郵便）	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目 1番地1 女川町役場 産業振興課
開札	日時 令和6年8月2日（金） 午前10時30分	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目 1番地1 女川町役場 3階 小会議室

（※1）電子メール以外（産業振興課窓口、電話、ファクシミリ等）の受付は行わないので、注意すること。

（※2）上記の期間中のうち質疑の受付については、表に示す期間内の午前9時から午後4時までとする。

6 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 入札書の提出期限は令和6年8月1日（木）とする。

イ 入札書の提出方法は郵送とする。この場合は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札参加者の名称及び入札に係る工事名及び開札日を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するように郵送すること。なお、封筒の大きさについては、任意とする。

ウ 郵送以外の入札書の提出は認めない。

(2) 開札の日時及び場所は3の(5)に示すとおりとする。なお、入札者又はその代理人（代理人の場合は委任状を提出のこと。）は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札回数は原則1回であるが、入札執行者が認めた場合は、この限りでない。

(5) 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、再度の入札に参加することができない。

7 入札保証金

免除とする。

8 工事費内訳書の提示について

(1) 入札に際し、1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、閲覧した仕様書を使用することを原則とするが、自社の様式を使用する場合には、必ず項目（工事区分、工手、名称、数量、単位等）は閲覧した仕様書と同様のものを記載すること。

(3) 工事内訳書は、6の(1)の入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。

(4) 工事費内訳書は、返戻しない。

9 入札の無効

- (1) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。
- (6) 契約締結後において、上記（1）から（5）により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したほかの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、規則及び女川町建設工事競争入札参加心得（平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、入札参加申請時の「配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）」に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (3) 落札者は、消費税法に規定する課税事業者であるか免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること。
- (4) この工事のうち設計図書等において指定した部分をほかの者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者は、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (6) 規則及び競争入札参加心得については、女川町ウェブサイト又は女川町産業振興課において閲覧できる。